

平成二十年十月三日受領
答弁第二四号

内閣衆質一七〇第二四号

平成二十年十月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員長妻昭君提出後期高齢者医療制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出後期高齢者医療制度に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び五について

後期高齢者医療制度については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第二条第二項の規定による施行後五年を目途とした検討を前倒しし、高齢者に納得していただけるよう、今後、一年を目途に必要な見直しを検討することとしており、現時点において、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四について

後期高齢者医療制度の周知のための広報については、これまで、政府、各後期高齢者医療広域連合、各市町村等において、様々な手段により実施してきており、また、他の事項と併せて広報を行い、当該制度の広報費用のみを正確に算出することが困難であるものもあるため、お尋ねの費用の累計についてお答えすることは困難である。

また、当該広報については、本年四月から後期高齢者医療制度を実施していく上で、制度の周知に役立っており、当該広報に要した費用が無駄であったとは考えていない。

六について

後期高齢者医療制度については、今後、後期高齢者医療広域連合や市町村等の御意見を伺いながら、必要な見直しを検討していくこととしている。